

四 半 期 報 告 書

(第210期第2四半期)

東京製網株式會社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	31

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月11日

【四半期会計期間】 第210期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 東京製綱株式会社

【英訳名】 TOKYO ROPE MFG. CO., LTD

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 中 重 人

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

【電話番号】 03-6366-7777

(平成20年7月30日から本店所在地 東京都中央区日本橋室町2丁目3番14号が上記のように移転しております。)

【事務連絡者氏名】 経理部長 堀 本 国 男

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

【電話番号】 03-6366-7777

【事務連絡者氏名】 経理部長 堀 本 国 男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第210期 第2四半期連結 累計期間	第210期 第2四半期連結 会計期間	第209期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	39,052	21,453	78,444
経常利益 (百万円)	1,160	621	3,338
四半期(当期)純利益 (百万円)	257	121	1,131
純資産額 (百万円)	—	45,540	45,976
総資産額 (百万円)	—	109,400	108,303
1株当たり純資産額 (円)	—	284.68	287.55
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	1.71	0.81	7.49
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	1.70	0.81	7.49
自己資本比率 (%)	—	39.2	40.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,962	—	4,314
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,909	—	△5,417
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△991	—	1,934
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	955	1,891
従業員数 (名)	—	2,028	1,881

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	2,028 (402)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	1,018 (167)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
鋼索鋼線関連事業	11,763
開発製品関連事業	6,228
その他の関連事業	677
合計	18,669

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
鋼索鋼線関連事業	12,193	5,768
開発製品関連事業	6,839	6,693
その他の関連事業	2,487	235
合計	21,520	12,698

- (注) 1 上記の金額は外部顧客に対する受注に基づくものであります。
2 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
鋼索鋼線関連事業	12,189
開発製品関連事業	6,335
不動産関連事業	353
その他の関連事業	2,574
合計	21,453

- (注) 1 上記の金額は外部顧客に対する売上に基づくものであります。
2 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間の世界経済は、各国の株価の大幅下落や米国の金融機関の破綻など大きな金融危機に陥りました。その影響が実体経済に波及し始めており、世界的な景気後退局面を迎えております。わが国経済においても、生産調整や設備投資抑制の動きが見られるなど、今後の企業業績への影響が懸念される状況に至っております。

当社グループを取り巻く事業環境は、需要の大幅な落ち込みはないものの、線材価格や燃料価格の更なる上昇などにより、一段と厳しさが増しております。

このような事業環境の中、当社グループはエレベータロープやソーワイヤ等の底堅い需要を確実に捉えた営業・生産活動の展開に加えて、昨年6月に策定した中期経営計画「ステップアップ8・7」の目標である、平成21年度の売上高800億円、売上高経常利益率7%以上の達成に向けて、新工法・差別化商品の投入、継続的な原価低減活動、海外事業の積極的展開等の施策を進めております。

その結果、当第2四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高21,453百万円、営業利益768百万円、経常利益621百万円、四半期純利益121百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次の通りであります。

(鋼索鋼線関連事業)

エレベータロープやソーワイヤ・ホースワイヤの拡販に加えて、主要材料である線材価格の値上げなどに対処すべく製品価格の改定を実施したことにより、売上高は12,189百万円となりました。

(開発製品関連事業)

ワイヤソーの売上が順調に伸びたことなどにより、売上高は6,335百万円となりました。

(不動産関連事業)

売上高はこれまでとほぼ横這いの353百万円となりました。

(その他の関連事業)

石油製品部門での原油価格高騰に対応した製品価格の改訂を行ったことなどにより、売上高は2,574百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比べ2,283百万円減少し、955百万円になっております。

営業活動によるキャッシュ・フローは売上債権の増加や賞与の支給などにより、125百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産や投資有価証券の取得などにより、1,128百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは借入金の返済があり、1,271百万円の支出となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、株式公開会社の株式は株式市場において自由に取引されるものであり、当社株式の大量取得を行うことが当社の企業価値・株主共同利益に資するものであればこれを否定するものではなく、仮に株式会社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合においても、最終判断は株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、過去の例から見ても明らかなように、株式の大量取得の中にはその目的等から見て企業価値・株主共同利益を侵害するものであったり、株主に実質的に株式の売却を強要することにつながってしまったり、対象会社の取締役会や株主に当該大量取得の内容等の検討や、対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報をもたらされない結果、株主の適正な判断を阻害してしまったり、対象会社の企業価値や株主共同利益をより有利にするための交渉時間が確保できない等、結果的に対象会社の企業価値・株主共同利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させていくためには、お客様のニーズに適う製品を安定的且つタイムリーに供給することが必須であり、その実現のためには、当社及び当社グループが有する、ワイヤロープ製造技術を軸とした派生・応用商品を生み出す柔軟な技術力、長い歴史によって培われたブランド力、また、素材メーカー・ユーザー各社との安定的かつ友好的な取引関係に基づく、企業価値の源泉及び経営理念を实践・維持することが肝要であります。

このことが実現されて株主の皆様をはじめ、お客様や従業員、地域社会等の利害関係者との円満な関係構築が可能となるものと考えており、実現出来ない場合には当社の企業価値・株主共同利益は毀損されることとなります。

また、買収者から大量取得の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上、当該取得が当社の企業価値・株主共同利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会としては当社株式に対する大量取得が行われた際に、当該大量取得に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断できるよう、必要に応じて当社取締役会が株主の皆様への代替案提案のための情報や時間を確保すること、買付者等からより良い条件を確保するための交渉を行うこと等を可能とすること等が当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させるために不可欠であり、それに資する枠組みが必要不可欠であると判断しております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において「当社株式の大規模な取得行為への対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入することを決議いたしました。

本プランは、当社が発行する株式について、1) 保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、2) 公開買付にかかる株式の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とし、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合又は買付者等の買付等の内容が、明らかに企業価値を毀損し若しくは株主共同利益を侵害するものである場合等に対抗措置を発動するものです。対抗措置の発動においては、当社経営陣から独立した社外者で構成された独立委員会による勧告を最大限尊重することにより、当社取締役会の恣意的判断を排することとしています。

本プランに規定される対抗措置は、株主割当による新株予約権の発行（新株予約権の無償割当を含む。）であり、買付者等の買付等における株式保有割合の希釈化を図ります。

本プランの有効期間は平成19年6月28日開催の定時株主総会から平成22年3月期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われた場合、本プランの内容をより明確化することが適切である場合、その他当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランの趣旨を変更しない範囲内で、本プランの内容を修正又は変更することができるものとします。当社は、本プランの廃止又は修正・変更がなされた場合には、その事実及び内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

③本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持が目的でないこと及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とすることでないことを判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足しています。

2) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、定時株主総会において、本プランについての承認をいただいております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、毎年の定時株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくものということができます。

3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランにおける本対抗措置の発動・不発動の是非についての検討及び当社取締役会への勧告を行う機関として独立委員会を設置しています。実際に当社に対して大量買付等がなされた場合には、独立委員会が、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しているか否か、及び明らかに当社の企業価値を毀損し若しくは株主共同利益を侵害するものではないかどうかについての実質的な判断と当社取締役会への勧告を行い、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視す

るとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会は、当社経営陣からの独立性が高い当社社外監査役2名と有識者1名で構成され、大喜多正巳氏、内藤秀彦氏及び手塚一男氏の3名が就任しております。

4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、当社取締役会による恣意的な本対抗措置の発動を防止するため、本対抗措置の具体的発動要件を定めており、実際の発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経ることとする等の仕組みを取り入れております。

5) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性を担保しています。

6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株式を大量に買付けた者が指名し株主総会で選任された取締役によって廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としていることから、毎年定時株主総会を通じて本プランの廃止を決定することが可能となっております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は200百万円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社を取巻く事業環境は、世界的な金融危機や景気減速の影響により、予断を許さない状況が続くものと思われまます。

これに対し、当社グループは、中期経営計画「ステップアップ8・7」の目標実現に向けて諸施策を確実に実行し、業績の維持・拡大に努めていく所存であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	162,682,420	162,682,420	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	162,682,420	162,682,420	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

定時株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	325個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	325,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり184円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～ 平成23年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 184円 資本組入額 92円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員としての地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任および定年退職の他、取締役会が上記地位にないことにつき正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額での新株発行および自己株式の処分(新株予約権行使による場合は除く。)を行う場合は以下の計算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

定時株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	730個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	730,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～ 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円 資本組入額 105円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員としての地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任および定年退職の他、取締役会が上記地位にないことにつき正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額での新株発行および自己株式の処分(新株予約権行使による場合は除く。)を行う場合は以下の計算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年9月30日	—	162,682	—	15,074	—	5,539

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6-3	11,504	7.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,025	4.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,718	4.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,085	2.51
東京ロープ共栄会	東京都中央区日本橋3-6-2	3,507	2.16
株式会社ハイレックスコーポレーション	兵庫県宝塚市栄町1-12-28	3,060	1.88
横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋5丁目36-11	2,671	1.64
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY (常任代理人 シティバンク・エヌ・エイ東京支店)	34-6 YOIDO-DONG YOUNG DEUNG PO-GU SEOUL KOREA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,591	1.59
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワー2棟)	2,206	1.36
資産管理サービス信託銀行株式会 社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワー2棟	2,202	1.35
計	—	47,570	29.24

(注) 上記の他、当社は自己株式12,000千株(7.38%)を所有しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,000,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 50,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式149,332,000	149,332	—
単元未満株式	普通株式 1,300,420	—	—
発行済株式総数	162,682,420	—	—
総株主の議決権	—	149,332	—

(注) 1 単元未満株式には、東洋製綱(株)所有の相互保有株式235株及び当社所有の自己株式151株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式72,000株(議決権72個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京製綱株式会社	東京都中央区日本橋3-6-2	12,000,000	—	12,000,000	7.38
(相互保有株式) 東洋製綱株式会社	大阪府貝塚市浦田町175	50,000	—	50,000	0.03
計	—	12,050,000	—	12,050,000	7.41

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	203	241	363	305	312	310
最低(円)	170	188	237	253	225	196

(注) 上記の株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		981		1,919
受取手形及び売掛金	※3	18,413	※3	19,306
商品及び製品		5,086		4,448
仕掛品		5,429		4,548
原材料及び貯蔵品		3,603		2,861
繰延税金資産		1,984		1,939
その他		4,151		3,825
貸倒引当金		△137		△143
流動資産合計		39,512		38,707
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※5	10,289	※5	10,168
機械装置及び運搬具（純額）	※5	16,261	※5	15,563
土地	※5	20,853	※5	20,908
信託固定資産（純額）	※2	8,585	※2	8,734
建設仮勘定		809		946
その他（純額）		723		686
有形固定資産合計	※1	57,521	※1	57,008
無形固定資産				
のれん	※6	1		—
その他		896		904
無形固定資産合計		897		904
投資その他の資産				
投資有価証券		6,564	※5	6,403
繰延税金資産		1,795		1,730
その他		3,330		3,811
貸倒引当金		△265		△263
投資その他の資産合計		11,424		11,682
固定資産合計		69,843		69,595
繰延資産		44		0
資産合計		109,400		108,303

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※5 16,108	※5 15,479
短期借入金	※5 13,847	※5 15,461
未払費用	2,042	1,892
賞与引当金	1,080	1,108
その他	3,019	2,260
流動負債合計	36,098	36,202
固定負債		
長期借入金	※5 8,319	※5 7,000
繰延税金負債	91	26
再評価に係る繰延税金負債	7,630	7,630
退職給付引当金	3,040	2,795
役員退職慰労引当金	194	198
信託長期預り金	6,788	6,698
長期前受収益	843	802
負ののれん	※6 —	85
その他	※5 852	※5 888
固定負債合計	27,761	26,125
負債合計	63,859	62,327
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,074	15,074
資本剰余金	8,567	8,566
利益剰余金	8,669	8,948
自己株式	△2,311	△2,317
株主資本合計	29,999	30,271
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	648	744
土地再評価差額金	11,483	11,483
為替換算調整勘定	763	814
評価・換算差額等合計	12,895	13,042
少数株主持分	2,644	2,663
純資産合計	45,540	45,976
負債純資産合計	109,400	108,303

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	39,052
売上原価	32,659
売上総利益	6,392
販売費及び一般管理費	* 4,961
営業利益	1,431
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	89
その他	246
営業外収益合計	355
営業外費用	
支払利息	342
固定資産除却損	72
その他	211
営業外費用合計	626
経常利益	1,160
特別利益	
移転補償金	73
特別利益合計	73
特別損失	
たな卸資産評価損	97
特別損失合計	97
税金等調整前四半期純利益	1,136
法人税等	965
少数株主利益	△86
四半期純利益	257

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	21,453
売上原価	18,184
売上総利益	3,268
販売費及び一般管理費	※ 2,500
営業利益	768
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	4
その他	150
営業外収益合計	167
営業外費用	
支払利息	177
その他	135
営業外費用合計	313
経常利益	621
特別利益	
移転補償金	73
特別利益合計	73
税金等調整前四半期純利益	695
法人税等	610
少数株主利益	△37
四半期純利益	121

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,136
減価償却費	1,852
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△16
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	256
支払利息	342
受取利息及び受取配当金	△108
売上債権の増減額 (△は増加)	757
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,283
仕入債務の増減額 (△は減少)	459
その他	217
小計	2,613
利息及び配当金の受取額	113
役員退職慰労金の支払額	△3
利息の支払額	△336
法人税等の支払額	△424
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,962
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△314
投資有価証券の売却による収入	82
貸付けによる支出	△57
貸付金の回収による収入	58
有形固定資産の取得による支出	△1,324
有形固定資産の売却による収入	24
その他	△378
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,909
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	202
長期借入れによる収入	1,000
長期借入金の返済による支出	△1,823
配当金の支払額	△377
その他	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△991
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△952
現金及び現金同等物の期首残高	1,891
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	53
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△37
現金及び現金同等物の四半期末残高	955

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1	<p>連結の範囲の変更</p> <p>前連結会計年度において非連結子会社であった東京製綱ベトナム有限責任会社は重要性が高まったことから、連結の範囲に含めております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社であった日綱道路整備(株)は、四半期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。</p>
2	<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の売上総利益、営業利益及び経常利益がそれぞれ79百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が177百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
有形固定資産の耐用年数の変更 当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について、第1四半期連結会計期間より法人税法の改正を契機とし、見直しを行っております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が44百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 56,034百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 54,877百万円
※2 信託固定資産の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 5,715百万円 土地 2,869 計 8,585	※2 信託固定資産の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 5,865百万円 土地 2,869 計 8,734
※3 受取手形割引高 704百万円	※3 受取手形割引高 583百万円
4 偶発債務 手形債権流動化に伴う買戻し義務 1,584百万円 関連会社 江蘇双友東綱金属製品有限公司の借入金に対する債務保証 162百万円(10百万円)	4 偶発債務 手形債権流動化に伴う買戻し義務 2,069百万円 子会社 東京製綱ベトナム有限責任会社の借入金に対する債務保証 300百万円(3百万米ドル)
※5 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 (工場財団) 建物及び構築物 2,820百万円 機械装置及び運搬具 4,796 土地 6,653 計 14,271 (その他) 建物及び構築物 125百万円 土地 58 計 184 担保付債務は次のとおりであります。 流動負債 買掛金 93百万円 短期借入金 10 固定負債 長期借入金 280 (内1年以内返済予定額 280) その他 92 計 475	※5 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 (工場財団) 建物及び構築物 2,917百万円 機械装置及び運搬具 5,172 土地 6,653 計 14,743 (その他) 建物及び構築物 127百万円 土地 58 投資有価証券 1,619 計 1,805 担保付債務は次のとおりであります。 流動負債 買掛金 79百万円 短期借入金 10 固定負債 長期借入金 2,103 (内1年以内返済予定額 2,103) その他 97 計 2,289
※6 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 64百万円 負ののれん 63 差引 1	

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	253百万円
従業員給料 賞与及び諸手当	1,172
荷造・運搬費	1,174
減価償却費	130
賞与引当金繰入額	268
退職給付引当金繰入額	138
役員退職慰労引当金繰入額	19

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	130百万円
従業員給料 賞与及び諸手当	591
荷造・運搬費	567
減価償却費	69
賞与引当金繰入額	122
退職給付引当金繰入額	71
役員退職慰労引当金繰入額	9

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	981百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△ 26 "
現金及び現金同等物	955百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	162,682,420

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	12,000,151

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	376	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られません。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	4,945	6,015	1,070
合計	4,945	6,015	1,070

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	鋼索鋼線 関連事業 (百万円)	開発製品 関連事業 (百万円)	不動産 関連事業 (百万円)	その他の 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	12,189	6,335	353	2,574	21,453	—	21,453
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	37	96	—	322	457	(457)	—
計	12,227	6,432	353	2,897	21,910	(457)	21,453
営業利益	370	85	202	109	768	—	768

(注) 1 事業区分の方法
内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主要製品

区分	主要製品
鋼索鋼線関連事業	ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、タイヤ用スチールコード
開発製品関連事業	道路安全施設、長大橋用ケーブル、橋梁の設計・施工、金属繊維、産業機械、粉末冶金製品
不動産関連事業	不動産賃貸
その他の関連事業	繊維ロープ、網、石油製品

- 3 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。
- 4 当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について、第1四半期連結会計期間より法人税法の改正を契機とし、見直しを行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	鋼索鋼線 関連事業 (百万円)	開発製品 関連事業 (百万円)	不動産 関連事業 (百万円)	その他の 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	23,465	9,659	704	5,222	39,052	—	39,052
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	73	178	—	760	1,012	(1,012)	—
計	23,538	9,838	704	5,982	40,064	(1,012)	39,052
営業利益	745	20	405	259	1,431	—	1,431

(注) 1 事業区分の方法
内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主要製品

区分	主要製品
鋼索鋼線関連事業	ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、タイヤ用スチールコード
開発製品関連事業	道路安全施設、長大橋用ケーブル、橋梁の設計・施工、金属繊維、産業機械、粉末冶金製品
不動産関連事業	不動産賃貸
その他の関連事業	繊維ロープ、網、石油製品

3 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の売上総利益及び営業利益は鋼索鋼線関連事業が67百万円、開発製品関連事業が11百万円それぞれ減少しております。

4 当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について、第1四半期連結会計期間より法人税法の改正を契機とし、見直しを行っております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の売上総利益及び営業利益は鋼索鋼線関連事業が51百万円増加し、その他の関連事業が6百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
284.68円	287.55円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	1.71円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1.70円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	257
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	257
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	150,654
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	217
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	0.81円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	0.81円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	121
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	121
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	150,677
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	257
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

- 1 当社は平成20年10月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を買受けることを以下のとおり決議し、実施いたしました。

(1)取締役会の決議内容

①取得を行う理由	機動的な資本政策を遂行するため
②取得する株式の種類	当社普通株式
③取得する株式の総数	2,000千株(上限)
④取得価額の総額	500百万円(上限)
⑤取得する期間	平成20年10月7日から 平成20年12月10日まで

(2)その他

上記取得は下記のとおり、実施いたしました。

①取得の期間	平成20年10月7日から 平成20年10月16日まで
②取得する株式の総数	2,000千株
③取得価額の総額	331百万円

- 2 当社は平成20年10月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を買受けることを以下のとおり決議いたしました。

①取得を行う理由	機動的な資本政策を遂行するため
②取得する株式の種類	当社普通株式
③取得する株式の総数	3,000千株(上限)
④取得価額の総額	500百万円(上限)
⑤取得する期間	平成20年10月31日から 平成20年12月10日まで

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

東京製綱株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本 重之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂田 純孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京製綱株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月11日
【会社名】	東京製綱株式会社
【英訳名】	TOKYO ROPE MFG. CO., LTD
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 重人
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋3丁目6番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 田中 重人は、当社の第210期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

